

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの『令和 4 年 12 月 17 日からの大雪』にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、下記のような特別のお取り扱いをいたします。

災害救助法適用市町村：

【新潟県】

長岡市、柏崎市、小千谷市、魚沼市

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 0800-111-8164
午前 9 時～午後 5 時
(日・祝・年末年始等の休業日を除く)